

報告第 3 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 4 月 18 日提出

渋川市長 高 木 勉

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和7年1月17日午前11時ごろ、渋川市赤城町敷島568番地1赤城行政センター駐車場において、情報防災部DX推進課職員が運転する公用車（群馬480な8159）が後退した際、後方に駐車していた[REDACTED]氏が所有する普通乗用車（[REDACTED]）の右後方部に接触し、破損させたので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月25日

渋川市長 高 木 勉

1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高 木 勉

乙 [REDACTED]

- （1） 甲は乙に対し、物的損害金79,860円、レンタカー代115,000円、総額194,860円を支払う。
- （2） 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

194,860円